平成２４年（フ）第７５号
大分県豊後高田市水崎1039番地
債務者　長野真沙子
1　決定年月日時　平成24年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月17日午後２時45分
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２４年（フ）第７８号
大分県中津市三光上秣195番地
債務者　木城　嘉隆
1　決定年月日時　平成24年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月17日午後３時
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２４年（フ）第１１９１８号
東京都港区元麻布２丁目１―12―303
債務者　平出　亜希
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１９３２号
東京都中野区本町６丁目21―20　白樺苑Ｃ202
債務者　中江　友美
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１９６１号
東京都江戸川区中央４丁目５―４―404
債務者　塙　　美香（旧姓豊角）
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１９６２号
東京都杉並区西荻北４丁目31―14―406
債務者　菅原　角成
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１９６３号
東京都世田谷区三宿２丁目21―９
債務者　齊藤　　渚
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１９６４号
東京都板橋区徳丸６丁目７―14
債務者　安彦　直美（旧姓森田）
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１９６５号
千葉県東金市田間126―８　ハニーハイツⅡ―106
債務者　高橋　　強
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１９６６号
神奈川県大和市林間２丁目１―１―507
債務者　菊地　志門
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１９６７号
埼玉県春日部市備後東７丁目39―29
債務者　高橋　明美（旧姓片海）
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１９６８号
神奈川県厚木市三田147―10
債務者　川島　　満
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１９６９号
埼玉県さいたま市桜区田島６丁目３―９―504
債務者　宮崎　俊崇
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１９８０号
東京都世田谷区用賀２丁目31―６―202
債務者　深川亜衣子
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１９９０号
東京都豊島区西池袋２丁目40―４―702
債務者　中井　怜也
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部